

## 対馬市建設工事成績評定実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、対馬市が所掌する事業に係る建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### （評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とする。

### （評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

### （評定者）

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）及び監督を行う者（以下「監督職員」という。）とする。

### （評定の方法）

第5条 評定は、工事成績評定調書（様式第1号）及び工事成績評定指針（別紙 - 1、別紙 - 2）により、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、工事の完成検査時及び債務負担行為工事の年度末既済部分検査時に行うものとする。

### （評定の公表）

第6条 評定結果の公表は、対馬市建設工事成績評定書公表実施要領の定めるところによる。

### （評定の通知）

第7条 評定結果の公表は、対馬市建設工事成績評定点通知実施要領の定めるところによる。

### （評定の報告等）

第8条 当該年度末に、工事成績評定点一覧表（別紙3）において、財政課へ電子ファイルで送付するものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年6月1日から適用する。

この要領は、平成19年8月1日から適用する。

この要領は、平成20年8月1日から適用する。